

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 居室の原状回復義務について

利用者が退居や何らかの理由により、利用許可された居室を使用しなくなった場合（居室の移動を含む）は、利用者は退居する居室の原状回復義務を負います。故意による破損、その他通常の使用を超えるような使用による損耗の復旧に要した費用を負担していただきます。

また、居室のクリーニング費用として要した費用を負担していただきます。

19. 福祉サービス第三者評価について

当施設は、福祉サービス第三者評価を受審しておりません。